

9 玄海3号機 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更等の計画

(1) 主な経緯

原子力発電所で使い終わった使用済燃料は、再処理施設へ計画的に搬出して再処理することを基本の方針とされていますが、その発生量は、国内で再処理できる量を上回っています。

そのため、九州電力では、一時的に発電所内で使用済燃料を貯蔵する設備を増強して使用済燃料の貯蔵管理に余裕を持って対応することとし、平成22年2月に玄海原子力発電所3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増強等について、経済産業省へ原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可申請を行うとともに、県及び玄海町に対して「原子力発電所の安全確保に関する協定書」（安全協定）に基づく事前了解願いを提出しました。

主な経緯

H28.3末現在

年	月日	内 容
H22	2. 8	・九州電力は県及び玄海町に安全協定に基づき事前了解願いを提出 ・九州電力は国（経済産業省）に原子炉等規制法に基づき原子炉設置変更許可申請書を提出
	11.30	九州電力は国へ申請内容について一部補正
	12. 3	経済産業省（原子力安全・保安院）は原子力委員会及び原子力安全委員会に原子炉設置変更許可申請の審査内容を諮問

H25.7.12新規制基準適合性に係る申請を優先して審査していただくよう原子力規制庁へ文書提出

(2) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増強工事概要

① 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更

貯蔵容量を増やすため、使用済燃料ラック間距離を縮小させたものへ交換する。その際、ラックの材料にボロン添加ステンレス鋼を用いるなどして、十分な未臨界性を確保できる設計とする。また、冷却能力を確保するために使用済燃料ピット冷却器を1基増設する。

3号機使用済燃料貯蔵設備の貯蔵容量

使用済燃料貯蔵設備	変更前	変更後
Aピット	504体	1,004体(500体増加)
Bピット	546体	1,080体(534体増加)